をいう。なお、当該チーズフードには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。

⑴～⑶　（略）

４・５　（略）

⑴　商品、容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第４条第５項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示

⑵～⑸　（略）

（必要表示事項）

第３条　事業者は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第３条に規定する横断的義務表示事項及び第４条に規定する個別的義務表示事項について、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に、邦文で明瞭に表示しなければならない。

⑴　（略）

⑵　ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）にあっては

ア　容器包装に入れた後に加熱殺菌したものは、容器包装に入れた後、加熱殺菌した旨

イ　飲食に供する際に加熱するものは、飲食に供する際に加熱を要する旨

⑶　（略）

ア　（略）

イ　（略）

ウ　（略）

エ　（略）

オ　乳糖以外の炭水化物分

ただし、ウ、エ、オを含まない場合は当該項目を省略する。

あって、一種以上のナチュラルチーズ又はプロセスチーズを粉砕し、混合し、加熱溶融し、乳化してつくられるもので、製品中のチーズ分の重量が51％以上のものをいう。なお、当該チーズフードには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。

⑴～⑶　（略）

４・５　（略）

⑴　商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示

⑵～⑸　（略）

（必要表示事項）

第３条　事業者は、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器又は包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に、邦文で明りょうに表示しなければならない。

⑴　（略）

⑵　（略）

㋐　（略）

㋑　（略）

㋒　（略）

㋓　（略）

㋔　乳糖以外の炭水化物分

ただし、㋒、㋓、㋔を含まない場合は当該項目を省略する。

⑷　（略）

⑸　添加物

⑹　（略）

⑺　（略）

⑻　（略）

⑼　（略）

⑽　（略）

⑾　栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。）の量及び熱量

２　（略）

（特定表示事項）

第４条　ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、国名又は原産地若しくは「チェダー」、「ゴーダ」、「エメンタール」、「ブルー」、「カマンベール」その他これらに類する名称を表示する場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。

２　ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、ブルーチーズ、カマンベールチーズその他の香味の著しく強いチーズが含まれている旨を表示する場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。

３　ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示を行う場合は、食品表示基準第７条に基づき表示しなければならない。

（不当表示の禁止）

第５条　（略）

⑴～⑸　（略）

⑹　内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器包装を用いる表示

⑺～⑿　（略）

⑶　（略）

⑷　（略）

⑸　（略）

⑹　（略）

⑺　（略）

⑻　（略）

２　（略）

（特定表示事項）

第４条　ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器又は包装に、国名又は原産地若しくは「チェダー」、「ゴーダ」、「エメンタール」その他これらに類する名称を表示する場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。

２　ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器又は包装に、ブルーチーズ、カマンベールチーズその他の香味の著しく強いチーズが含まれている旨を表示する場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。

３　ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器又は包装に、栄養成分又は熱量に関する表示を行う場合は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）に基づき表示しなければならない。

（不当表示の禁止）

第５条　（略）

⑴～⑸　（略）

⑹　内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器又は包装を用いる表示

⑺～⑿　（略）